

社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会評議員等の報酬等に関する規程

制定 平成 29 年 1 月 26 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人長岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第 10 条及び第 33 条の規定に基づき、評議員及びその他の委員等の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第 2 条 評議員及びその他の委員が、その職務のため、会議に出席したときは、別表で定めた額を報酬として支給する。

2 会長が前項の額を超えて支給することが必要であると認めたときは増額することができる。

(費用弁償)

第 3 条 評議員及びその他の委員が、その職務のため、市外に出張したときは、別に定めた本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第 5 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(委 任)

第 6 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

区 分		報酬の額	支給方法
評 議 員		① 1回の会議等が1時間未 満の場合 3,000円 ② 1回の会議等が1時間を 超える場合 5,000円	会長又は委員長が招集した会 議1回につき
評議員選定委員会委員			
会長が委嘱した委員			
長岡市ふれあい 福祉総合相談所 相談員	弁護士	20,000円	月額(毎月1回で1回3時間)
	相談員	20,000円	月額(毎週1回で1回3時間)